

立川市運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年9月15日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定による。

立川市運動場条例の一部を改正する条例

立川市運動場条例（平成13年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後

別表第2（第6条関係）

名称	開場時間
立川市立川公園野球場、立川市泉町野球場及び立川市見影橋公園野球場	午前9時から午後9時まで。ただし、午後5時以後の開場は、4月1日から10月31日まで
立川市錦町庭球場、立川市錦町フットサル場及び立川市泉町庭球場	午前9時から午後9時まで。ただし、午後5時以後の開場は、3月1日から11月30日まで
……略……	……略……

別表第3（第7条関係）

施設区分	使用区分		使用料
……略……	……略……		……略……
立川市錦町庭球場及び立川市泉町庭球場	個人使用	2時間	市内 800円
			市外 1,600円
立川市錦町フットサル場	…略…	…略…	……略……
……略……	……略……		……略……

備考

改正前

別表第2（第6条関係）

名称	開場時間
立川市立川公園野球場、立川市泉町庭球場、立川市泉町野球場及び立川市見影橋公園野球場	午前9時から午後9時まで。ただし、午後5時以後の開場は、4月1日から10月31日まで
立川市錦町庭球場及び立川市錦町フットサル場	午前9時から午後9時まで
……略……	……略……

別表第3（第7条関係）

施設区分	使用区分		使用料
……略……	……略……		……略……
立川市錦町庭球場	個人使用	2 時間	市内 800円
			市外 1,600円
立川市錦町フットサル場	…略…	…略…	……略……
<u>立川市泉町庭球場</u>	<u>個人使用</u>	<u>2 時間</u>	<u>市内</u> <u>100円</u>
			<u>市外</u> <u>400円</u>
……略……	……略……		……略……

備考

(1)～(10) ……略……	(1)～(10) ……略……
(11) <u>別表第2に規定する開場時間外に使用を認める場合における使用料は、別表第3に規定する使用区分に応じ、同表に定める使用料の100分の50を基準とする。</u>	

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市運動場条例別表第2及び別表第3の規定は、平成28年4月1日以後に使用するものから適用し、同日前に使用するものについては、なお従前の例による。

